

東京大学大学院総合文化研究科 特任研究員（特定短時間勤務有期雇用教職員） 公募要項

1. 職名及び人数	特任研究員 1名
2. 契約期間	2025年6月1日～2026年3月31日
3. 更新の有無	更新する場合があり得る。更新する場合は、年度末に行う。ただし、更新回数は1回、在職できる期間は2027年3月31日を限度とする。 更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
4. 試用期間	採用された日から14日間
5. 就業場所	大学院総合文化研究科（東京都目黒区駒場3-8-1） 変更の範囲：原則同一部局内
6. 所属	大学院総合文化研究科・教養学部附属教養教育高度化機構国際連携部門リベラルアーツ・プログラム（LAP）
7. 業務内容	東京大学教養教育高度化機構国際連携部門 LAP の事業に関する研究及び運営業務 1) 学術フロンティア講義の運営、プログラム内容の提案 2) 国際交流プログラム（派遣、受入）に関する事務的業務 3) 対外広報業務（受付・連絡窓口業務、ウェブサイト更新・管理等） 4) 関連出版物等の編集 5) その他国際連携部門の事務的業務 ※業務上の必要により配置又は業務を変更することがある。 ※LAP の業務は <a href="https://www.lap.c.u-tokyo.ac.jp/ja/">https://www.lap.c.u-tokyo.ac.jp/ja/</a> を参照のこと。
8. 就業日・就業時間・休日	週2～3日（金曜日を含む） 1日6時間（11:00～17:45／13:00～13:45 休憩）を基礎に週12～18時間の範囲で相談に応じる。土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は原則休日。ただし、時間外労働、閑散期の休暇取得を命じることがある。
9. 休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
10. 賃金等	時給2000円程度 ※資格、能力、経験等に応じて決定する。 通勤手当（支給要件を満たした場合に支給、原則55,000円／月まで） 超過勤務手当
11. 加入保険	法令の定めにより健康保険（文科省共済）、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入
12. 応募資格	1) 博士号を有する（取得見込みも含む）か又はそれと同等の研究業績を有すること。 2) 日本語での高度な編集、校正能力を有すること。 3) 学際的な教育プログラムを通じた国際交流に熱意を有すること。 4) ホームページを更新・管理できるITスキルを有するか、あるいは、そのスキルを速やかに習得する意欲があること。
13. 提出書類	1) 東京大学統一履歴書（以下のURLからダウンロードし作成すること。） <a href="https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html">https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</a> 2) 業績リスト（著書、論文、口頭発表等の項目に分けて記載すること） 3) 主要研究業績3点 4) 応募者本人の研究業績、職務経験等を照会できる関係者1名の氏名と連絡先 5) 自己PR資料 *パワーポイント、Adobe Illustrator、Adobe InDesignなどのソフトウェアで使用可能なものを明記した上で、自己紹介、アピールポイント、当部門の事業に関連する経験の

		概要及び職務に対する抱負、応募理由などをまとめた自己PR資料をA4用紙1枚で作成すること。
14.	提出方法	上記書類の電子ファイルを以下のURLにアップロードすること。 <a href="https://univtokyo-my.sharepoint.com/:f/g/personal/7012424561_utac_utokyo_ac_jp/Ehnh_BEUjtBFtq0w77_NPo4B31Dixu092ASghp1PpY7piA">https://univtokyo-my.sharepoint.com/:f/g/personal/7012424561_utac_utokyo_ac_jp/Ehnh_BEUjtBFtq0w77_NPo4B31Dixu092ASghp1PpY7piA</a> ※2~3日以内に当方から受信確認メールが届かない場合は問い合わせること。
15.	応募締切	2025年4月14日(月)必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施。
16.	問い合わせ先	〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1 東京大学教養教育高度化機構国際連携部門 LAP 担当:伊藤徳也 e-mail:ito.noriya3039@mail.u-tokyo.ac.jp
17.	募集者名称	東京大学大学院総合文化研究科・教養学部付属教養教育高度化機構
18.	受動喫煙防止措置の状況	原則敷地内禁煙(屋外に指定喫煙場所あり)
19.	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。</li> <li>採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。</li> </ul>